

## 会議録（要点記録）

会議名称	令和7年度 第1回小金井市精神保健福祉連絡協議会 部会		
開催日時	令和7年6月27日（金）10:00～11:36		
開催場所	オンライン		
出席者等	委員：赤濱委員、鈴木（絵）委員、山岡委員（欠席）、石川委員、鈴木（澄）委員、高橋委員 事務局：自立生活支援課長、相談支援係長、相談支援係主任 その他：執行委員		
傍聴の可否	不可	傍聴者数	—
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 長期入院患者向けリーフレットの配布について (2) 今期の検討事項について ア 精神保健福祉連絡協議会で抽出された課題について イ ピアサポートについて (3) 各事業所の近況報告 (4) その他 3 閉会		
会議結果	1 開会 2 議題 (1) 長期入院患者向けリーフレットの配布について 事務局より先行配布した市内病院の運用状況を報告。結果としてリーフレットはA4二つ折り、都内で小金井市に在住していた方が長期入院している病院に配布することとなった。 (2) 今期の検討事項について ア 精神保健福祉連絡協議会で抽出された課題について ○事務局 不適切な支援については、事業所宛てのアンケートの回答ではなく協議会で委員から発言があった内容であった。再度確認したい。 ○委員 利用者について外見からは問題なく家事等ができるように見えるため「怠けているのではないか。」という意見をよく聞くが、そのケースは精神疾患が原因であるのが一般的。つまり怠けているように見ってしまうヘルパーの知識不足が課題。精神障がいに関しては特に見た目ではわからないところがあると思う。そのために知識を高めるための勉強会などが必要かと思う。 ○委員 薬の影響のところはやっぱり専門性のある方は事情をよく理解した上で、今のその方の状況を的確に判断して、動きたくても動けないところを理解する必要がある。一方でヘルパーは、そういった基		

礎的な知識があまりない中で支援に入ると、見た目で「怠けている。」とか、「家政婦扱いされる。」と考えるところがある。本当は自力でできるのに、ヘルパーが入ったことによって従来できたものができなくなるとか。果たしてそれでいいのかが一番の課題か。そのような事実に関して的確にこの方はこういう精神症状だと案内して価値観の共有化を図ることが大事。

またヘルパー事業所にもいろいろな考え方があ。手取り足取り支援してくれる事業所もあれば、契約の時から利用者も一緒にやってもらうと説明するところもある。その辺も相談支援事業所はある程度ヘルパー事業所の特徴を把握しながら、選定する必要もある一方で、今空前のヘルパー不足で、選定できるかという、その辺の落としどころは難しいのが現状だ。

○委員 事業所によっては利用者との関係性に関するモラルに課題があるところもあるのでその見極めも大事である。

○委員 国立市社会福祉協議会では市民を巻き込んで、ヘルパーと考える会、勉強会をする動きがあると聞いているので参考にしてみてもどうか。

○事務局 受け入れ拒否の部分の詳細は。

○委員 精神障がいの方だから支援に入らない、結構介護保険しかやらないという事業所の話聞いたことがある。全事業所の半分くらいがそのような状態。事業所が精神保健福祉の知識を深めて「これなら支援できる。」と思ってもらえるといい。未だに偏見の目で見られ、一対一だと怖い、というイメージが結構強い。実際は少し支援すれば高齢者と同じ支援でいいのだと思ってもらえるといいと思う。

○委員 身体障がいの方は必要な支援の内容が明確で、利用者も支援方針について共有できるのでスムーズだ。一方精神障がいの方は1つ1つの支援方針について丁寧な説明が必要で、説明にも神経を使う必要があるところが特徴だと考える。

○委員 すそ野を増やす意味でも精神障がいの方を対応可能な事業所を増やすことが重要だ。

イ ピアサポートについて

○委員 ピアスタッフとピアサポーターについて、有給で働く場合をピアスタッフ、登録制などで働く場合をピアサポーターと区別する。ピアスタッフは自身の経験を活かして、相談に乗る、情報を提供する、実際に精神科病院を訪問し退院支援を行う。ピアサポーターは長期入院者に手紙を書いて退院促進をするなどの活動をする。これらの配置について、要件を満たすと計画相談事業所、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助を行う事業所に支払われる給付費に加算がつく。メリットとして、当事者同士の関係性で支援するので横のつながりによる連携が期待できる。両者の違いとして雇用形態があり、中野区の

	<p>場合は、ピアスタッフは福利厚生も含めて常勤職員と何ら変わらない待遇で、雇用されている。一方、事業所によっては両者を区別せず一律に業務を行っているところもある。</p> <p>○委員 事業所でピア相談員事業を行っている。心の悩みと高次脳機能障がいはいは問い合わせがとても多い。ただ問い合わせがあっても、相談を受ける側の体調や、申込者が土壇場になって気持ちが揺れてキャンセルになることが少なくない。一方、相談員を利用された方の感想を聞くと、強く共感してもらえるといるところで、我々支援者とは違うところで、わかってもらえた満足感を感じる方が多い。</p> <p>(3) 各事業所の近況報告</p> <p>(4) その他</p> <p>○委員 精神障がいの方の中には身体機能に制限がなくても精神疾患から車いすや手すりを必要とする人がいる。身体障害者手帳がなくても支援が受けられるか確認したい場合、どこに相談すればいいか。</p> <p>○事務局 車いす等の補装具は国が定める支給基準、手すり等は市が定める地域生活支援事業の規則の基準に該当するかが焦点となる。用具の中には身体障害者手帳を要件としていないものもある。個別相談に応じるため市の地区担当員に問い合わせしてほしい。</p> <p>・次回開催は令和6年7月を予定。</p>
提出資料	<p>次第</p> <p>小金井市の居宅介護、共同生活援助事業所について（類似団体との比較）</p>